

大野城市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金交付要綱

令和3年10月21日要綱第58号

改正

令和3年12月3日要綱第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、店舗等において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）の感染拡大防止対策（以下「感染拡大防止対策」という。）を強化する事業者に対し市が交付する大野城市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）をいう。
- (2) 店舗等 不特定多数の者が利用し、又は利用する予定がある事務所、店舗その他これらに類するものであり、居住スペースと明確に区分できるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 市内で店舗等を運営していること。
- (2) 福岡県が定める感染防止宣言ステッカー又は感染防止認証マークを取得していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体であるもの

(2) 国又は他の地方公共団体からこの要綱と同様の補助金その他の助成金を受けているもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感染拡大防止対策の強化に資する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間（以下「対象期間」という。）に納品された店舗等の感染拡大防止対策の強化に資する備品（空気調和機及び空気清浄機にあっては、商品のカタログ等で換気機能を有することが明示されているものに限る。）の購入費

(2) 着手日及び竣工日が対象期間内である工事の工事費
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、事業者ごとに補助対象経費の額（消費税及び地方消費税の額を除いた額とし、45万円を超えるときは、45万円）に3分の2を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年2月28日までに、大野城市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金交付申請書（様式第1号）を提出する方法又はインターネット回線を通じて申請する方法により、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 経費内訳書（様式第2号）

(2) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(3) 法人の登記事項証明書（法人の申請の場合に限る。）

(4) 市税の滞納がないことの証明書

(5) 本人確認書類（個人事業主の申請の場合に限る。）

(6) 市内で事業を運営していることが確認できる書類

(7) 福岡県が定める感染防止宣言ステッカー又は感染防止認証マークの写し又は写真

(8) 福岡県が定める感染防止宣言ステッカー又は感染防止認証マークを掲示し

ている写真及び店舗等の外観写真

(9) 感染拡大防止対策が強化されたことが確認できる店舗等の写真

(10) 補助対象経費に係る領収書その他の支出を証すべき書類

2 前項に定めるもののほか、インターネット回線を通じて申請する方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは大野城市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは大野城市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該補助金を支払うものとする。

(決定の取消)

第8条 市長は、交付決定を受けた者が、虚偽その他不正の申請により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。

附 則（令和3年12月3日要綱第65号）

この要綱は、令和3年12月3日から施行し、改正後の大野城市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金交付要綱の規定は、令和3年10月21日から適用する。